

唐津市農業委員会「農地等の利用の最適化の推進に関する指針」

平成29年11月8日

唐津市農業委員会

第1 基本的な考え方

農業委員会等に関する法律（昭和26年法律第88号。以下「法」といいます。）の改正法が平成28年4月1日に施行され、農業委員会においては「農地等の利用の最適化の推進」が最も重要な必須業務として、明確に位置づけられました。

唐津市においては、平坦地と中山間地域が混在しており、それぞれの地域によって農地の利用状況や営農類型が異なっており、地域の実態に応じた取り組みを推進し、それに向けた対策の強化を図ることが求められています。

特に、中山間地域では、果樹を中心とした地域が多く、耕作放棄による遊休農地が存在し、また、今後遊休農地が増えることが懸念されており、その発生防止及び解消に努めていく一方、平坦地では土地利用型の稲作及び露地野菜、労働集約型の施設野菜などの栽培が盛んなことから、担い手への農地利用の集積及び集約化においては、農地中間管理事業を活用しながら取り組んでいく必要があります。

以上のような観点から、地域の強みを活かしながら、活力ある農業及び農村を築くため、法第7条第1項に基づき、農業委員と農地利用最適化推進委員（以下「推進委員」という。）が連携し、担当区域ごとの活動を通じて「農地等の利用の最適化」が一体的に進んでいくよう、唐津市農業委員会の指針として、具体的な目標及び推進方法を以下のとおり定めます。

なお、この指針は、「農林水産業・地域の活力創造プラン」（平成25年12月10日農林水産業・地域の活力創造本部決定）で「今後

10年間で、担い手の農地利用が全農地の8割を占める農業構造の確立」とされたことから、それに合わせて平成35年を目標とし、農業委員及び推進委員の任期である3年ごとに検証及び見直しを行います。

また、年度ごとの具体的な活動については、「農業委員会事務の実施状況等の公表について」（平成28年3月4日付け27経営第2933号農林水産省経営局農地政策課長通知）に基づき、「目標及びその達成に向けた活動計画」を作成し、公表します。

第2 具体的目標と推進方法

1. 遊休農地の発生防止・解消について

(1) 遊休農地の解消目標

	管内の農地面積(A)	遊休農地面積(B)	遊休農地の割合(B/A)
現状 (平成29年4月)	6, 830 h a	80. 3 h a	1. 2 %
3年後の目標 (平成32年4月)	6, 490 h a	40. 0 h a	0. 6 %
目標 (平成35年4月)	6, 140 h a	0 h a	0 %

注1：「新・農地を活かし、担い手を応援する全国運動」の運動目標に基づき、遊休農地の面積及び割合は、「ゼロ」を目標としている。

注2：農業委員会の区域内の遊休農地の発生状況が地域（平地農業地域、中山間地域等）によって著しい相違があるときは、当該地域ごとに記述する。

(2) 遊休農地の発生防止・解消の具体的な推進方法

①農地の利用状況調査及び利用意向調査の実施について

○農業委員及び推進委員のチーム制による、農地法（昭和27年法律第229号）第30条第1項の規定による利用状況調査（以下「利用状況調査」といいます。）及び同法第32条第1項の規定による利用意向調査（以下「利用意向調査」といいます。）の実施について協議及び検討をし、調査の徹底を図ります。

また、それぞれの調査時期については、「農地法の運用について」（平成21年12月11日付け21経営第4530号・21農振第1598号農林水産省経営局長・農村振興局長連名通知）に基づき実施します。

なお、従来から農地パトロールの中で行っていた違反転用の発生防止、早期発見等、農地の適正な利用の確認に関する現場活動については、利用状況調査の時期にかかわらず適宜実施します。

○利用意向調査の結果を踏まえ、農地法第34条に基づく農地の利用関係の調整を行います。

○利用状況調査と利用意向調査の結果は、遅滞なく全国農業会議が提供する「農地情報公開システム（全国農地ナビ）」に反映させて、農地台帳の正確な記録の確保及び公表の迅速化を図ります。

②農地中間管理機構との連携について

○利用意向調査の結果を受け、農家の意向を踏まえた農地中間管理機構への貸付け手続きを行います。

③非農地判断について

○利用状況調査と同時に実施する「荒廃農地の発生・解消状況に関する調査」によって、B分類（再生利用困難）に区分された荒廃農地については、現況に応じて「非農地判断」を行い、守るべき農地を明確化します。

2. 担い手への農地利用の集積・集約化について

(1) 担い手への農地利用集積目標

	管内の農地面積(A)	集積面積(B)	集積率(B/A)
現状 (平成29年4月)	6, 830ha	3, 244ha	47.5%
3年後の目標 (平成32年4月)	6, 490ha	4, 220ha	65.0%
目標 (平成35年4月)	6, 140ha	4, 910ha	80.0%

注1：「農林水産業・地域の活力創造プラン」の政策目標に基づき、担い手への農地利用集積率は80%を目標としている。

注2：農業委員会の区域内の農地利用集積目標が地域（平地農業地域、中山間地域等）によって著しい相違があるときは、地域ごとに記述する。

【参考】担い手の育成・確保に関する数値目標

	総農家数 (うち主業農家数)	担い手			
		認定農業者	認定新規就農者	基本構想水準到達者	特定農業団体 その他の集落 営農組織
現状 (平成29年4月)	4, 205戸 (1, 156戸)	750経営体	24経営体	210経営体	32団体
3年後の目標 (平成32年4月)	3, 885戸	735経営体	24経営体	210経営体	32団体
目標 (平成35年4月)	3, 565戸	720経営体	24経営体	210経営体	32団体

注1：「担い手の育成・確保」の数値は、農業委員会の区域内の農家数等を確認し、それらを基に「担い手への農地利用集積目標」を定めるための参考値である。

また、上記の参考値は、「人・農地プラン」等の見直しに当たっても活用する。

注2：「総農家数（うち、主業農家数）」は、2015年農林業センサスの数値を記入する。

注3：目標数値は、市町担当部局と調整の上、記入する。

(2) 担い手への農地利用の集積・集約化に向けた具体的な推進方法

① 「人・農地プラン」の作成及び見直しについて

- 1 集落又は複数集落を単位として人と農地の問題解決のため、「地域における農業者等による協議の場」を通じて、認定農業者

等を地域の中心となる経営体と位置付け、それぞれの農業者の意思と地域の資源に照らした実現可能性のある「人・農地プラン」の見直しに農政担当部局と協力して取り組みます。

②農地中間管理機構等との連携について

○市町、農地中間管理機構、農協等と連携し、農地中間管理機構に貸付けを希望する復元可能な遊休農地、経営の廃止及び縮小を希望する高齢農家等の農地、利用権の設定期間が満了する農地等についてリスト化を行い、「人・農地プラン」の見直し、農地中間管理事業の活用を検討するなど、農地の出し手と受け手の意向を踏まえたマッチングを行います。

③農地の利用調整と利用権設定について

○管内の地域の農地利用の状況を踏まえ、担い手への農地利用の集積が進んでいる地域では、担い手の意向を踏まえた農地の集約化のための利用調整及び交換並びに利用権の再設定を推進します。

また、中山間地域等の農地の区画又は形状が悪く、受け手が少ない、又は受け手がいない地域では、農地中間管理機構による簡易な基盤整備事業の活用と併せて集落営農の組織化及び法人化、新規参入の受入れを推進するなど、地域に応じた取組みを推進します。

3. 新規参入の促進について

(1) 新規参入の促進目標

	新規参入者数（個人）	新規参入者数（法人）
現状 （平成29年4月）	23人	1法人
3年後の目標 （平成32年4月）	23人	2法人
目標 （平成35年4月）	23人	4法人

注：新規参入については、現状の担い手農家等の数や遊休農地の発生状況等を考慮しながら、農業委員会の区域内に必要な経営体数を試算する。

(2) 新規参入の促進に向けた具体的な推進方法

①関係機関との連携について

○都道府県並びに全国の農業委員会ネットワーク機構及び農地中間管理機構と連携し、管内の農地の借入れ意向のある認定農業者及び参入希望者（法人を含む。）を把握し、必要に応じて現地見学会及び相談会を実施します。

②新規就農フェア等への参加について

○市町、農協等と連携し、新規就農フェア等に積極的に参加することで情報の収集に努め、新規就農者の受入れとフォローアップ体制を整備します。

③企業参入の推進について

○担い手が十分にいない地域では、企業も地域の担い手になり得る存在であることから、農地中間管理機構の活用も視野に入れながら、企業参入の推進を図ります。

④農業委員会のフォローアップ活動について

- 高齢化等により農地の遊休化が深刻な地域については、毎年、当該地域における新規就農等のハードルを下げするため、農地法に規定する農地の権利取得の下限面積要件（50アール）に別段面積の設定を検討します。
- 農業委員及び推進委員は、新規参入者（法人を含む。）の地域の受入条件の整備を図るとともに、参入後においても営農に関するアドバイス、情報提供、農地の集積化など適切なフォローを行います。